

令和4年第3回(4月)大郷町議会臨時会会議録第1号

令和4年4月28日(木)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(13名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
6番	田中みつ子君	7番	熱海文義君
8番	石川壽和君	9番	和賀直義君
10番	高橋重信君	11番	石垣正博君
12番	千葉勇治君	13番	若生寛君
14番	石川良彦君		

欠席議員(1名)

5番 佐藤千加雄君

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	総務課長	遠藤	龍太郎君
財政課長	熊谷	有司君	復興推進課長	武藤	亨介君
復興推進課技監	門脇	匡哉君	まちづくり政策課長	千葉	昭君
地域整備課長	三浦	光君	保健福祉課長	鎌田	光一君
会計管理者	伊藤	義継君	税務課長	小野	純一君
町民課長	片倉	剛君			

大郷町議会新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取り組みに基づき、庁舎内待機とした者は、次のとおりである。

学校教育課長 菅野直人君 社会教育課長 赤間良悦君
農政商工課長 高橋優君

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉 恭啓 次長 齋藤由美子 主事 上杉 琉日

議事日程第1号

令和4年4月28日（木曜日） 午前10時 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
 - 日程第4 報告第5号 専決処分の報告について
 - 日程第5 報告第6号 専決処分の報告について
 - 日程第6 議案第44号 工事請負契約の締結について
 - 日程第7 田中みつ子議員の広報広聴常任委員会委員の辞任
 - 日程第8 広報広聴常任委員会委員の選任
-

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午 前 10時 00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回大郷町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

臨時議会の開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

桜の花も満開が過ぎ、既に葉桜になってございます。大郷の野山も淡い緑色に色づきはじめ、いよいよ春の農作業も本格的になってまいります。そのような中、本日、ここに令和4年第3回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、時節柄、公私ともに御多用の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、3月16日深夜に発生いたしました、福島県沖を震源とする地

震による合併処理浄化槽の被害は、本復旧に着手しているところであります。また、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業の進捗状況につきましては、4月25日現在で、全町民の57.90%が3回の接種を終え、65歳以上につきましては、88.82%の接種率となっております。これからも黒川医師会の御協力を得ながら接種率向上に努めてまいりたいと考えております。

さて、本日、御提案申し上げます議案は、専決処分の承認を求めることが1件と専決処分の報告関係2件と工事請負契約の締結についてでございます。工事請負契約の締結については中村原地区に建設いたします、大郷町災害公営住宅建設事業の契約締結についてでございます。以上が本日御提案申し上げます議案でございますので、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により3番赤間茂幸議員及び4番大友三男議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長（石川良彦君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（小野純一君） それでは、承認第1号の提案理由を説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年4月28日 提出

大郷町長 田 中 学

2ページをお開き願います。

専決第7号 専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により下記事件を専決処分する。

記

地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

令和4年3月31日専決

大郷町長 田 中 学

3ページを御覧ください。

今回、御承認をお願いします、地域活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正につきましては、条例の一部改正に伴い、条例で、規定している認定を受けることができる期限日並びに認定の有効期限を改正するもので、条例の施行日に合わせ専決処分を行ったものでございます。

改正内容につきましては、第2条中令和4年3月31日を令和6年3月31日に、翌日以後2年を翌日以後3年に改めるものです。この改正により令和6年3月31日までに基本計画の認定が行われ、認定の翌日から3年以内に対象となる特別償却資産等を取得したものに係る固定資産税を3年間不均一課税することができることとなります。

次に附則です。第1条は、施行期日を規定しており、令和4年4月1日から施行するものです。第2条は経過措置を規定しており、この条例の規定は施行日以前に新設されまたは増設された設備についてはなお、従前の例とするものでございます。

以上で、地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の説明をおわります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(石川良彦君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。はい、12番千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） ちなみにですね、本町におけるこの今回の条例改正において、対象となる企業が何者あるのかお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。税務課長。

税務課長（小野純一君） はい、今現在対象の事業者はありません。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 4 報告第 5 号 専決処分の報告について

日程第 5 報告第 6 号 専決処分の報告について

議長（石川良彦君） 日程第 4、報告第 5 号 専決処分の報告について、日程第 5、報告第 6 号 専決処分の報告についてを一括議題といたします。

提出者から報告第 5 号及び報告第 6 号についての報告を求めます。税務課長。

税務課長（小野純一君） それでは、報告第 5 号について御説明いたします。議案書の 4 ページをお開き願います。

報告第 5 号 専決処分の報告について。

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定に基づき、大郷町税条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 4 年 4 月 28 日 提出

大郷町長 田 中 学

5 ページを御覧ください。

専決第5号 専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記

大郷町税条例等の一部を改正する条例

令和4年3月31日専決

大郷町長 田 中 学

今回御報告します、大郷町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税条例等の一部を改正する法律が3月31日国会で可決成立し、同日公布、原則4月1日から施行されましたことを受けまして、令和4年度課税に支障をきたさないように専決処分により対応したものでございます。

6ページの別紙を御覧ください。

改正内容につきましては、個人住民税については、所得税確定申告で住宅借入金等特別税額控除適用者の所得税額から控除しきれなかった住民税額から控除する制度の期限延長や見直し、様式改正に伴う文言や規定等の整備、法改正による項ずれ等の整備となります。固定資産税については、景気回復に万全を期すため、土地に係る負担調整措置として令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするものです。また、わがまち特例の適用期間の延長に伴う項ずれの整備、昨今の土地浸水被害に対応するため貯留機能保全区域の指定に係る課税特例措置の創設。様式改正に伴う文言の整備等になります。

10ページを御覧ください。第2条改正では、既に改正した施行前の条例について、法改正に伴い、項ずれなどを改正するものになります。

次に改正条例の附則です。第1条は、施行期日について規定しており、改正条例は原則令和4年4月1日から施行するものです。ただし、各号に掲げる規定については、それぞれ定める日から施行となります。第2条は納税証明書、第3条は町民税、第4条は固定資産税に関し、それぞれ経過措置の適用関係について規定したものです。

以上で、大郷町税条例等の一部を改正する条例の報告を終わります。

続きまして、報告第6号について説明いたします。議案書の14ページをお開き願います。

報告第6号 専決処分の報告について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、

大郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年4月28日 提出

大郷町長 田 中 学

15 ページを御覧ください。

専決第6号 専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により、指定された町長専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記

大郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和4年3月31日専決

大郷町長 田 中 学

今回御報告します、大郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に国会で可決成立し、同日公布、原則4月1日から施行されたことを受けまして、令和4年度課税に支障をきたさないように専決処分により対応したものでございます。

16 ページの別紙を御覧ください。

改正内容につきましては、第2条第2項ただし書き中、63万円を65万円に改め、同条第3項ただし書き中、19万円を20万円に改める。第23条中、63万円を65万円に、19万円を20万円に改める。附則第3項中同条中を同項中に改めるものでございます。次に附則です。第1条は施行期日を規定しており、令和4年4月1日から施行するものです。第2条は、適用区分について規定しており、この条例による改正後の大郷町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税はなお、従前の例によるものとするものです。

以上で、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告を終わります。

議長(石川良彦議長) 以上で、報告第5号及び報告第6号の報告を終わります。

日程第6 議案第44号 工事請負契約の締結について

議長(石川良彦君) 次に、日程第6、議案第44号 工事請負契約の締結につ

いてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 皆さんおはようございます。議案第 44 号 工事請負契約の締結についての提案理由の説明を申し上げます。

議案書 17 ページをお開き願います。

議案第 44 号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年大郷町条例第 8 号）第 2 条の既定により、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 令和 3 年度（繰）大郷町災害公営住宅建設工事
2. 契約の方法 条件付一般競争入札
3. 契約金額 一金 1 2 3, 2 0 0, 0 0 0 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
1 1, 2 0 0, 0 0 0 円）
4. 契約の相手方 黒川郡大衡村駒場字彦右衛門橋 104 番地 6
熊田建業株式会社

令和 4 年 4 月 28 日提出

大郷町長 田 中 学

議案第 44 号につきましては、令和 3 年度（繰）大郷町災害公営住宅建設工事の工事請負契約の締結にあたり工事請負価格が 5,000 万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

初めに工事の概要を説明申し上げます。

議案第 44 号につきましては、令和 3 年度（繰）大郷町災害公営住宅建設工事の工事請負契約の締結にあたり、工事予定価格が 5,000 万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求めるものです。

はじめに、工事概要の説明をいたします。木造平屋建て、4 棟 9 戸でございます。内訳としまして、車椅子対応住宅、1 棟 2 戸タイプ（A＝122.07 m²）が、1 棟でございます。一般住宅 1 棟 2 戸タイプ（A＝117.59 m²）が 2 棟でございます。同じく一般住宅 1 棟 3 戸タイプ（A＝176.39 m²）が 1 棟でございます。工期につきましては、議決された日の翌日から令和 4 年 12 月 28 日までとしたところでございます。本

件につきましては、設計金額が 5,000 万円以上の工事でありましたので、担当課より提出されました、条件付一般競争入札執行に係る設定条件内申書に基づき、4月5日に、入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定いたしました。この会議において設定した主な入札参加条件は、建築工事の承認格付Bランク以上で経営事項審査結果の総合評定値が700点以上であること。入札公告日において、宮城県内に本店または本店から委任を受けた支店等を有するもの。特定建設業の許可を有していること。直接雇用関係のある「監理技術者」を専任で配置できること。平成24年度以降に同種工事を、国または地方公共団体から元請けとして受注し、履行した実績があることとしたところでございます。その後、4月7日条件付一般競争入札公告を行い、設計図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て、4月12日に入札参加資格判定委員会を開催しました。入札参加申請にあたっては、今回落札しました、「熊田建業(株)」を含め、3者から申請があり、要件判定の結果、全て適格者であると判定し、この旨通知の上、4月18日に入札を執行いたしました。入札の結果ですが、予定価格1億4,230万円に対し、最低入札価格は、熊田建業(株)の1億1,200万円でしたが、この額は、低入札調査基準価格として設定しました1億2,807万円を下回っていたため、大郷町低入札価格取扱要綱第3条の規定により、落札の決定を留保するとともに、4月20日に同社からヒアリングを実施の上、4月21日に低入札価格調査委員会を開催し、契約内容に適合した履行が確保できるか審議したところでございます。審議の結果でございますが、同社は、営業年数が38年を数える会社であり、経営状況及び信用状況についても特段の所見はなく、品質の確保に万全を期するという中で受注意欲もあり、また、平成25年度に本町の災害公営住宅建設工事を受注しているなど、これまでの工事の実績により、十分に施工可能な範囲内において積算し、応札したものと認められること。本工事に関し、利益の確保が見込まれることなどの理由により、入札価格は、企業努力の範囲内と判断でき、工事施工にあたり、契約内容に適合した履行がなされると認められました。このことにより、最低入札価格をもって入札した、熊田建業(株)を落札者として決定し、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した、1億2,320万円として、4月25日付けで工事請負仮契約を締結したところでございます。

以上で、議案第44号 工事請負契約の締結についての提案理由の

説明を終了いたします。

御審議の上、御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。はい、4番大友三男議員。

4番（大友三男君） ま、これ、あのその、災害公営住宅建設にあたりまして、通常、公営住宅ですね、公営住宅の場合、国の補助金といたしますか、大体50%、災害公営住宅の場合は60%というような私の認識というか持っているんですけども。財源の内訳といたしますか、お聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） え、これ、予算のほう御可決いただいて、承認のほうもらっているところでございますが。国庫補助が今回の場合ですと3分の2が国庫補助対象でございますして、残りの3分の1につきましては、起債、町債を借りてやっていくということでございます。

議長（石川良彦君） はい、大友三男議員。

4番（大友三男君） はい、ま、国の補助率というのは3分の2ということなんですけれども、ま、これの上乗せ分というものはなかったのでしょうか、今回。

議長（石川良彦君） はい、財政課長。

財政課長（熊谷有司君） あの、通常公営住宅であれば、2分の1ですが。今回は災害公営住宅ということで、3分の2となつてございます。それが上乗せ部分ということになっておりますし、あと、起債のほうにつきましても3分の1が起債でございますが。それに対しての交付税措置はございません。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第44号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり決することに決定いたしました。

日程第7 田中みつ子議員の広報広聴常任委員会委員の辞任

議長（石川良彦君） 次に日程第7、田中みつ子議員の広報広聴常任委員会委員の辞任を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、田中みつ子議員の除斥を命じます。

議場を一時開場してください。

〔議場開場〕

〔田中みつ子議員退場〕

議長（石川良彦君） 去る、4月11日、田中みつ子議員から一身上の都合の理由により広報広聴常任委員会委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。

したがって、田中みつ子議員の広報広聴常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ここで、田中みつ子議員の入場を命じます。

〔議場開場〕

〔田中みつ子議員入場〕

日程第8 広報広聴常任委員会委員の選任

議長（石川良彦君） 次に日程第8、広報広聴常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

広報広聴常任委員会委員の選任については、大郷町委員会条例第5条第2項の規定により、お手元にお配りします名簿のとおり指名したいと思います。

事務局より資料配布いたします。

〔事務局資料配布〕

議長（石川良彦君） よろしいですか。

広報広聴常任委員会委員の選任については、大郷町委員会条例第5条第2項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したい

と思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、広報広聴常任委員会委員はお手元に配りました名簿のとおり石垣正博議員を選任することに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和4年第3回大郷町議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午 前 10時 28分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員